

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

ページ

告示

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(四六九・大仙保健所)……………1

道路区域の変更(四七〇～四七三・道路環境課)……………1

道路の供用開始(四七四・道路環境課)……………3

公告

土地改良区の定款変更の認可(北秋田地域振興局農林部)……………3

県営土地改良事業工事の完了(北秋田地域振興局農林部)……………3

土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)……………3

土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)……………4

土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)……………4

人事委員会規則

人事委員会規則二 一(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則……………4

人事委員会規則二 四(人事委員会が保有する行政文書の公開等)の一部を改

### 一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道			二百八十二号				
	新	旧	二百八十二号	鹿角郡小坂町小坂字余路米下九番二地先から字小又二〇番地先まで		一一・五〇～一九・〇〇	〇・二四五
			二百八十二号			一一・五〇～二八・〇〇	〇・二四五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

告示

正する規則……………5

人事委員会訓令

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令(二・人事委員会事務局総務課)……………6

## 告示

秋田県告示第四百六十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第四百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
鬼川医院	仙北郡角館町田町下丁十七番地	平成十七年四月三十日

秋田県告示第四百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

(二) 期間 平成十七年五月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。  
平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	田沢湖畔線	田沢湖畔線	田沢湖畔線	仙北郡西木村西明寺字川前八番地先内		一三・〇〇〇～二七・〇〇〇	〇・〇五〇
	田沢湖畔線	田沢湖畔線	田沢湖畔線	"		一三・〇〇〇～二二・〇〇〇	〇・〇五〇

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年五月六日から同月十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。  
平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百七十二号

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
	二ツ井森吉線	二ツ井森吉線	二ツ井森吉線	北秋田市米内沢字中島三六番一地先内		一一・〇〇〇～一五・〇〇〇	〇・〇二〇
	二ツ井森吉線	二ツ井森吉線	二ツ井森吉線	北秋田市米内沢字中島三六番一地先から字薬師下六三番一地先まで		一一・〇〇〇～一八・〇〇〇	〇・四二三

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十七年五月六日から同月十九日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

り道路の区域を変更する。  
平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第四百七十三号

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区	間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧					
一般国道	新	旧	二百八十五号			二四・〇〇～五四・〇〇	〇・一九二
	新	旧	二百八十五号			二二・〇〇～四二・〇〇	〇・一九二

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十七年五月六日から同月十九日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十七年五月六日から同月十九日まで

秋田県告示第四百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	二百八十二号		鹿角郡小坂町小坂字余路米下九番二地先から字小又二〇番地先まで

二 供用開始の期日 平成十七年五月六日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十七年五月六日から同月十九日まで
- (二) 場所 建設交通部道路環境課  
期間 平成十七年五月六日から同月十九日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大館市麓西土地改良区から申請があった定款変更について、平成十七年四月七日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業(両堤地区ため池等整備事業(小規模ため池等整備)(一般型))  
完了年月日 平成十六年九月九日

二 県営土地改良事業(中羽立地区水田農業経営確立排水対策特別事業)  
完了年月日 平成十七年三月十八日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺田典城

一 下田平土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町麻生字下田平四十三番地

三十七番地の一

十七番地

十一番地の一

二十五番地

(二) 就任理事の住所及び氏名

山本郡二ツ井町麻生字下田平四十三番地

工藤 堅之助

工藤 堅之助

原田 憲一

工藤 忠一郎

工藤 弘美

原田 春雄

工藤 堅之助

工藤 堅之助

山本郡二ツ井町麻生字下田平十七番地	工藤 忠一郎
〃	工藤 弘美
〃	原 田 春雄
〃	工藤 実
(三) 退任監事の住所及び氏名	
山本郡二ツ井町麻生字綱前五十三番地の二	原 田 練太郎
〃	工藤 正弘
〃	原 田 練太郎
(四) 就任監事の住所及び氏名	
山本郡二ツ井町麻生字綱前五十三番地の二	原 田 練太郎
〃	簾 内 裕樹
〃	簾 内 裕樹
二 能代市榊土地改良区	
退任理事の住所及び氏名	藤 田 藤 夫
能代市彩霞長根五番地	

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区から申請があつた定款変更について、次のとおり認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 秋田市孫左衛門堰土地改良区

認可年月日 平成十七年四月二十六日

二 雄和土地改良区

認可年月日 平成十七年四月二十六日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大森土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十七年四月二十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十七年五月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

人事委員会規則

人事委員会規則二一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則二一（人事委員会事務局の組織）の一部を改正する規則  
規則二一（人事委員会事務局の組織）の一部を次のように改正する。  
第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「、規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

事務局に、職員課を置く。

第二条第二項中「前項に規定する課」を「職員課」に改める。

第三条を次のように改める。

（事務局の事務）

第三条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

一 公印の管守に関する事。

二 行政文書の收受、発送、保存及び廃棄に関する事。

三 行政文書の公開に関する事。

四 個人情報保護の保護に関する事。

五 事務局の職員の人事、分限、懲戒、服務、給与、厚生福利及び研修に関する事。

六 予算、決算及び会計に関する事。

七 財産及び物品の管理及び処分に関する事。

八 広報に関する事。

九 人事委員会の会議に関する事。

十 人事行政に関する調査、人事記録の管理及び人事に関する統計報告の作成に関する事。

十一 勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度の研究並びに議会等に対する成果の提出に関する事。

十二 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃についての議会及び知事に対する意見の申出に関する事。

十三 人事行政の運営についての任命権者に対する勧告に関する事。

十四 勤務条件に関する講ずべき措置についての議会及び知事に対する勧告に関する事。

十五 人事行政の運営等の状況の公表に係る報告に関する事。

十六 規則その他の規程の立案及び実施に関する事。

十七 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査等に関する事。

十八 職員に対する不利益処分についての不服申立ての裁決等に関する事。

十九 職員からの苦情相談に関する事。

- 二十 管理職員等の範囲に関する事。
- 二十一 職員団体の登録及び法人の登録等に関する事。
- 二十二 委託を受けた地方公共団体の公平委員会の事務の処理に関する事。
- 二十三 職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権の行使に関する事。
- 二十四 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する審査の請求の審査に関する事。

- 二十五 職員の競争試験、選考その他職員の任用に関する事。
- 二十六 採用候補者名簿の作成及び管理に関する事。
- 二十七 研修及び勤務成績の評定についての任命権者に対する勧告に関する事。
- 二十八 職階制に関する計画の立案及び実施に関する事。
- 二十九 職員の給料表の適否についての議会及び知事に対する報告及び勧告に関する事。

- 三十 給与の支払の監理に関する事。
- 三十一 教育委員会規則の制定等についての協議に関する事。
- 三十二 前各号に掲げるもののほか、人事委員会の事務に関する事。
- 第四条を削る。

第五条第一項中「課に課長、主幹、副主幹、主査」を「課に、課長、主任」に改め、同条第二項中「必要に応じて事務局に次長を、課に」を「前項に規定するもののほか、特定の事務を処理させる職として、必要に応じて、課に、」に、「又は主任」を、「主幹、副主幹又は主査」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「上司」を「事務局長」に、「課の」を、「課の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「重要な事項」を、「人事行政に関する重要事項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、同条第九項中「相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる」を、「事務又は技術を分掌する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「事務」を、「事務」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「技術」を、「技術」に改め、同項を同条第十項とし、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

附 則

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

人事委員会規則二 四（人事委員会が保有する行政文書の公開等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷  
 人事委員会規則二 四（人事委員会が保有する行政文書の公開等）の一部を改


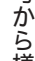
正する規則

規則二 四（人事委員会が保有する行政文書の公開等）の一部を次のように改正する。  
 第十一条第一項中「人事委員会事務局総務課」を「人事委員会事務局職員課」に改める。


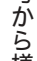
様式第一号中「 課」を「 課」に、






「 課」を「 課」に、  
 「 課」を「 課」に、  
 「 課」を「 課」に、  
 「 課」を「 課」に、

「 課」を「 課」に改める。

様式第二号から様式第四号までの規定中  
 「 課」を「 課」に改める。

「 課」を「 課」に改める。  
 「 課」を「 課」に改める。

様式第五号から様式第八号までの規定中  
 「 課」を「 課」に改める。

「 課」を「 課」に改める。  
 「 課」を「 課」に改める。  
 「 課」を「 課」に改める。

様式第九号中

「部(所) 課(室) 班(担当) 電話」を

「部(所) 課(室) 班(担当) 電話番号」に

「課 電話」を

「班」を

「職員課 電話番号」

「班」に改める。

様式第十号中

「課 班」を

「を」

「職員課 電話番号」を

「に改め、同様式(別紙)中

「電話」を「電話番号」に改める。

様式第十一号中

「課 班」を

「職員課 電話番号」に改める。

様式第十二号中

「課 班」を

「を」

職員課

班

電話番号

に改める。

附則

この規則は、平成十七年五月九日から施行する。

### 人事委員会訓令

秋田県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年五月六日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

「第一章 総則」を削る。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「、必要」を「必要」に、「規定すること」を目的「を」定めるもの「に改める。

第二条及び「第二章 事務の専決及び代決」を削る。

第三条第一項第八号から第十二号までの規定中「次長及び」を削り、同項第十三号中「次長」を「課長」に改め、「部分休業」の下に「並びに修学部分休業」を加え、同条第三項中「処理した事項」を「専決した事務」に改め、同条を第二条とする。

第三条の二第一項中「専決処理する」を「専決する」に改め、同項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 事務局職員(扶養親族の認定並びに住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給の確認、決定等)に関すること。

六 事務局職員のうち上席主幹及び主幹の管理職員特別勤務手当の支給の対象となる勤務の確認に関すること。

第三条の二第二項を削り、同条第三項中「専決処理する」を「専決する」に改め、同項を同条第二項とし、同条を第三条とする。

第四条第一項中「事務局長」の下に「の専決する事務について、事務局長」を加え、「次長が、その事務を」を「、課長が」に改め、同条第二項を削り、同条第三項

中「課長が不在」を「課長の専決する事務について、課長が不在」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「事項」を「事務」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

「第三章 公印の取扱い及び文書の管理」、第七条から第十九条まで及び「第四章 人事事務及び服務等」を削り、第二十条を第七条とする。

第二十条の二に次の一項を加える。

3 事務局職員の修学部分休業に関しては、知事の事務部局の職員の例による。

第二十条の二を第八条とする。

「第五章 補則」を削り、第二十一条を第九条とする。

附則第三項を削る。

別表秋田県人事委員会事務局総務課長印の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年五月九日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄